

第百四十二回国 参議院国民福祉委員会會議録第十六号

平成十年五月二十六日(火曜日)
午後零時四十一分開会

委員の異動

五月二十二日
辞任 朝日 俊弘君 補欠選任 今井 澄君
釘宮 磐君 小山 峰男君
都築 讓君 木暮 山人君

五月二十五日
辞任 木暮 山人君 補欠選任 泉 信也君

出席者は左のとおり。

委員長 山本 正和君
理事 尾辻 秀久君
南野 知恵子君
水島 裕君
渡辺 孝男君
清水 澄子君

委員 阿部 正俊君
石井 道子君
佐藤 泰三君
常田 享祥君
中島 眞人君
中原 爽君
今井 澄君
小山 峰男君
魚住 裕一郎君
西山 登紀子君
泉 信也君
西川 きよし君

國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君
政府委員 厚生大臣官房障
害保健福祉部長 篠崎 英夫君

事務局 常任委員会専門 大貫 延朗君

本日の會議に付した案件

○社会保障等に関する調査
(精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(山本正和君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。

本委員会の委員でありました木暮山人君は、本日、逝去されました。まことに痛惜にたえまません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして御冥福をお祈り申し上げます。

どうぞ御起立をお願いします。黙禱を願います。

(総員起立、黙禱)

○委員長(山本正和君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(山本正和君) 委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として魚住裕一郎君が選任されました。

また、去る二十二日、都築讓君、朝日俊弘君及び釘宮磐君が委員を辞任され、その補欠として木暮山人君、今井澄君及び小山峰男君が選任されました。

また、昨二十五日、木暮山人君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君が選任されました。

○委員長(山本正和君) 社会保障等に関する調査のうち、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、尾辻秀久君から委員長の手元に精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案の草案が提出されております。内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。尾辻君。

○尾辻秀久君 ただいま議題となりました精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案の草案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、精神薄弱者福祉などの法律において使用されている「精神薄弱」という用語につきましては、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されております。このため、関係団体等からも不適切な用語であるとしてその見直しが強く求められてきており、平成七年十二月に策定された障害者プランにおいても、「関係者の意見を踏まえ、見直しを行う」とこととされております。

この「精神薄弱」にかわる用語につきましては、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる「知的障害」とすべきであるとの強い意見が表明されております。また、この「知的障害」という用語は、現在、社会的に広く使われるようになってきており、医学界を含めた関係者においてもこの用語を用いることについて了解が得られているところであります。

本案は、こうした経緯を踏まえ、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めようとするものであります。

なお、この法律の施行日は、平成十一年四月一日としております。

以上が、この法律案の草案の趣旨及びその内容の概要であります。

「精神薄弱」という用語の見直しは、関係者の長年の悲願であり、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわちノー・マライゼーションの理念の実現のための重要な一歩となるものと考えます。そして、この改正により知的障害のある方々に対する国民の理解が深まり、障害者の福祉が向上するものと確信するものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山本正和君) 本草案に対し、質疑、御意見等ございましたら、御発言願います。――別に御発言もなければ、本草案を精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本正和君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本會議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

第七部 国民福祉委員会會議録第十六号 平成十年五月二十六日【参議院】

○委員長(山本正和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十七分散会

〔参照〕

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(案)

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の三中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第一第十八号の二中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

別表第二第一号四の三及び第二号十四の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

別表第三第一号四十六中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第六第一号(一)の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第七第一号の表中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に、「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第八条第一項及び第八項並びに第九条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の十第一項及び第二項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改め、同条第三項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改め、同条第四項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第二十五条の二第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第二十七条第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一条第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四条第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三条の四中「精神薄弱」を「知的障害」に、「肢体不自由」を「肢体不自由」に改める。

第四十八条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第五十条第七号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第五十二条及び第五十四条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に改める。

施設」を「知的障害児通園施設」に改める。

第六十三条の二第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第六十三条の三第一項中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第六十三条の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第七十九号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第八十号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六号第六十四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第四十五条第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二条第二項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同条第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設」に改める。

第十三条第六項及び第七項、第十七条第三項及び第四項、第十九条並びに第二十号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第六条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第三条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第四条第一項中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に、「精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業及び精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業」に改め、同条第二項中「精神薄弱者居宅介護等事業」を「知的障害者居宅介護等事業」に改め、同条第三項中「精神薄弱者短期入所事業」を「知的障害者短期入所事業」に改め、同条第四項中「精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者地域生活援助事業」に改める。

第五条中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設」に改める。

第六条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

第十五条の二の見出しを「知的障害者相談

る。

第二十一条の三中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に、

第二十六条第一項第一号の二及び第三号中「精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

第九條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設」に改める。
(雇用対策法の一部改正)

第十条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十号中「精神薄弱である」を「知的障害のある」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)
第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。
(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第十三条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第二項第三号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」に改め、同条第三項第三号及び第七十一号の九第二項第六号及び第七十一号の九第二項第七号を「知的障害者福祉法」に改める。

(心身障害者福祉協会法等の一部改正)
第十四条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

一 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第六条第二号

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一号、第七十一号の二、第七十四号、第七十五号第一項第一号及び第二号の二

三 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十号第七号の三

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第十七号の三

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第四号第四十二号の三及び第五号第五十一号

六 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二十三号第二項

七 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十一号第一項第三号の表

八 道路交通法(昭和三十三年法律第百五十五号)第八十八号第一項第二号

九 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第十七号第五号の表

(租税特別措置法等の一部改正)
第十六条 次に掲げる法律の規定中「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第十三号第五項第三号、第四十六号の六号、第十三号第五項第三号、第四十六号の六号、第十三号及び第七十一号の九第二項第六号及び第七十一号の九第二項第七号

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)第五号第四号

(国有財産特別措置法等の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百二十九号)第二条第二項第一号

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百六十六号の二

三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)別表

四 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第三十六号中第百六十六号の二の改正規定

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第十八条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)別表第一及び別表第二

附則
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療保険制度の改悪反対、保険による良い医療に関する諸願(第一七七七号)

一、公的介護保険制度の早期確立に関する諸願(第一八二〇号)

二、社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する諸願(第一八二八号)

一、公的膀胱血(さいたいけつ)バンクの設立、膀胱血を血液事業の中に位置付けた血液事業法の制定に関する諸願(第一八五一号)

一、保険による良い病院マッサージに関する諸願(第一八五三三号)

一、国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する諸願(第一八六〇号)(第一八六八号)(第一八六九号)(第一八七一号)(第一八七二号)(第一八七三三三)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二二二)(第一八八三三三)(第一八八四四四)(第一八八五五五)(第一八八六六六)(第一八八七七七)(第一八八八八八)(第一八八九九九)(第一八九〇〇〇)(第一八九一一一)(第一八九二二二)

一、骨系統疾患患者の医療向上に関する諸願(第一八九七号)

一、国立病院・療養所の廃止・民営化等反対、存続・拡充に関する諸願(第一八九八号)

一、保険による良い病院マッサージに関する諸願(第一九〇三三三)

一、良い看護の実現に関する諸願(第一九一六号)

第一七七七号 平成十年五月八日受理

医療保険制度の改悪反対、保険による良い医療に関する諸願

諸願者 福島市南台三ノ二ノ一九 阿部

紹介議員 ミッ外八百三十五名

紹介議員 須藤美也子君

この諸願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一八二〇号 平成十年五月八日受理

一、公的介護保険制度の早期確立に関する諸願

一、社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する諸願

一、公的膀胱血(さいたいけつ)バンクの設立、膀胱血を血液事業の中に位置付けた血液事業法の制定に関する諸願

一、保険による良い病院マッサージに関する諸願

一、国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する諸願

一、骨系統疾患患者の医療向上に関する諸願

一、国立病院・療養所の廃止・民営化等反対、存続・拡充に関する諸願

一、保険による良い病院マッサージに関する諸願

一、良い看護の実現に関する諸願

第一七七七号 平成十年五月八日受理

公的介護保障制度の早期確立に関する請願

請願者 新潟県三条市荒町一ノ六ノ五 田

巻進外三十五名

紹介議員 西山登紀子君

介護保険法は、保険料を払えない低所得者への介護保障切捨て、滞納者への制裁など「保険あつて介護なし」の法律であることが明らかである。同法は、(一)国と大企業の責任と負担を回避し、市町村に対して過度な財政負担を押し付けていること、(二)保険料負担は四十歳以上のすべての国民の負担となり、健保・共済・国保の料率への上乘せ徴収など、保険料負担が強化されていること、(三)国民健康保険料(税)滞納者に対する制裁強化条項が加えられていること、(四)労使の負担割合では労働者負担の軽減、中小・零細企業への特別な配慮がなされていないこと、(五)高齢者や低所得者の保険料負担についての配慮に欠け、年金からの保険料の天引き徴収など強制的であること、(六)定率の利用料負担を導入していること、(七)介護要求の広がりや財政危機を理由に保険料引上げが今後も予想されること、(八)運営主体についても市町村としているが、住民の意見を反映する民主的な運営が保障されていないこと、など多くの問題点を持っている。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

- 一、福祉の措置制度及び医療保障制度を改善・拡充し、総合的な介護保障体制を確立すること。
- 二、二十四時間のホームヘルプサービス・特別養護老人ホームなど介護にかかわる人員の確保と施設整備を国の責任で進めること。
- 三、徹底した審議で介護保険法を抜本的に見直し、だれも行き届いた介護を安心して受けられるようにすること。
- 四、国民健康保険料(税)の滞納者を社会保障から切り捨てる制裁強化条項をなくすこと。

第一八二八号 平成十年五月八日受理
社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働

くソーシャルワーカーの資格化に関する請願

請願者 埼玉県春日部市南四ノ二〇ノ一五

元木範子外九十九名

紹介議員 円より子君

この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第一八五一号 平成十年五月十一日受理

公的臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立、臍帯血を血液事業の中に位置付けた血液事業法の制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市日吉台四ノ一三ノ一

二 四ツ橋良明外二千八百九十九名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第八〇六号と同じである。

第一八五二号 平成十年五月十一日受理

保険による良い病院マッサージに関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大門町印沢二

〇三ノ二 佐野さつき外百七十三名

紹介議員 中島 真人君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一八五三号 平成十年五月十一日受理

保険による良い病院マッサージに関する請願

請願者 大阪府城東区鳴野西五ノ二ノ三二

橋本利弘外二十九名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一八六〇号 平成十年五月十二日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮坂二ノ二六ノ一

三 山本俊彦外一万二千五百五十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八六八号 平成十年五月十二日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相生二ノ六ノ一

六 小林昭夫外一万二千九百六十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八六九号 平成十年五月十二日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台五ノ二七ノ五

成田省吾外一万三千百九十九名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七一号 平成十年五月十二日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 神戸市西区岩岡町岩岡九七八ノ一

西嶋明外百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七二号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都品川区西大井五ノ八ノ一

山岸弘一外一万二千七百六十四名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七三号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都狛江市猪方一ノ九ノ一三ノ

二〇二 村上千鶴子外一万二千五百八十六名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七四号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県所沢市若松町一、一三八ノ

六 伊藤勇外一万二千二十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七五号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝塚原一ノ一ノ六

八子忠作外八千八百七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七六号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県新座市野寺四ノ七ノ一六

市瀬陽三外一万二千六百七十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七七号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県上尾市錦町二九ノ三 川野

幸徳外七千六百八十五名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七八号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井一ノ一八ノ二

四 藤枝辰博外一万三百八十九名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八七九号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 千葉市花見川区三角町二四〇ノ二

六 馬場目トミ子外一万七百六十四名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八〇号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 千葉県松戸市西馬橋五ノ三三

藤良治外九千八百九十六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八一号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼四

二〇 石塚初雄外一万千三百三十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八二号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ二七ノ二四

稲垣實夫外九千六十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八三号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都清瀬市梅園三ノ五ノ一

江拓実外八千九百一名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八四号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県羽生市中央三ノ三〇

入江国夫外九千七百四十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八五号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 千葉県船橋市三山九ノ一一ノ九

大野龍男外一万七百三十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八六号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林三ノ三〇ノ一

一 高木央雄外八千七百五十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八七号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県県庁市諏訪四ノ七ノ二三

野辺哲治外一万三千五百五十三名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八八号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別中央三条六ノ二

ノ二七 伊藤進外二万二千二百九十五名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八八九号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 青森市港町一ノ五ノ一三 和島美

佐男外一万七百二十名

紹介議員 海野 義孝君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八九〇号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 群馬県高崎市井野町一、二八八ノ

一 林龍太郎外九千五百六十八名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八九一号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 埼玉県大宮市御蔵八八七ノ五

田勇司外一万二千三百三十一名

紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八九二号 平成十年五月十三日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市三ツ割五ノ七ノ二九

桐野健一外六千七百四十名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八九七号 平成十年五月十三日受理

骨系統疾患患者の医療向上に関する請願

請願者 大阪府住吉区帝塚山中五ノ八ノ三

八 山崎博子外五百名

紹介議員 水島 裕君

骨系統疾患は全身の骨・軟骨の成長発達に異常を来す疾患の総称であり、その頻度は軟骨無形成症(軟骨異常症)と骨形成不全症を始めて約五千人に一名といわれている。その症状は多様で日常及び社会生活上で生命の危険性を含め耐え難い困難が生じているが、原因が不明で治療法未確立のまま現在も対症療法に終始している。

一、国において骨系統疾患の原因を解明し、治療方法の確立に力を入れ、骨系統疾患を特定疾患に指定し、救済策を講ずること。

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一八九八号 平成十年五月十三日受理

国立病院・療養所の廃止・民営化等反対、存続・拡充に関する請願

請願者 北海道旭川市東光十条五ノ三三ノ

二、二二三 村上臣広外四百九十九名

紹介議員 菅野 茂君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一九〇三号 平成十年五月十四日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷八

四八 小野一郎外五十名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第一九一六号 平成十年五月十四日受理

国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 名古屋市北区杉村一ノ二〇ノ七

良い看護の実現に関する請願

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

吉田梓外二千十五名

紹介議員 阿曾田 清君

看護婦不足で職場は目の回るような忙しさであり、看護婦の健康破壊や過労死も後を絶たない。長時間勤務や夜間労働は、看護婦の健康破壊の要因になっている。また、看護婦は夜間の交替をしているが通勤手段がない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、看護婦を大幅に増やし、良い看護を実現すること。

二、患者の安全と看護婦の健康に支障を来す長時間夜勤・二交替制勤務は行わないこと。

三、看護婦の夜勤は、一勤務八時間・三人以上・月六日以内とすること。

四、夜間の通勤安全確保のため、車送りを行うこと。

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局